

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する  
法律の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

平成 二十五年 五月 二十七日

発議者

小野

次郎



前川

清成

森

ゆうこ

井上

哲士

谷岡

郁子

吉田

忠智

中山

恭子

荒井

広幸

賛成者

有田 芳生 大野 元裕 神本美恵子 芝 博一 榛葉賀津也

高橋 千秋 白 眞勲 広田 一 福山 哲郎 藤本 祐司

江口 克彦 藤卷 幸夫 真山 勇一 水野 賢一 山田 太郎

佐藤 公治 主濱 了 田村 智子 舟山 康江 又市 征治

水戸 将史 舛添 要一

参議院議長 平田健二 殿

## 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援 に関する法律の一部を改正する法律案の概要

### 1 日本国外の犯罪行為に係る犯罪被害者等給付金の支給

日本国外（日本国外にある日本船舶及び日本航空機内を除く。）において日本国籍を有する者に対して行われた人の生命又は身体を害する罪（※1）に当たる行為（※2）を「犯罪行為」（※3）に含め、当該日本国籍を有する者又はその遺族に犯罪被害者等給付金（※4）が支給されるようにすること。

- ※1 我が国の法律又は条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされている罪に限られる。
- ※2 現行法の犯罪被害者等給付金と同様、刑法における緊急避難、心神喪失又は責任年齢の規定により罰せられない行為は含まれるが、正当行為又は正当防衛の規定により罰せられない行為及び過失による行為は除かれる。
- ※3 現行法では、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為を「犯罪行為」としている。
- ※4 日本国外の犯罪行為に係る犯罪被害者等給付金の種類は、現行法と同様、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類とする。

### 2 1の犯罪被害者等給付金の支給の制限

- (1) 犯罪被害者の遺族のうち、日本国外の犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者に対しては、当該犯罪行為に係る犯罪被害者等給付金を支給しないこと。（※5）
- (2) 犯罪被害者が、正当な理由がなくて、生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に滞在し、犯罪被害（当該地域において行われた日本国外の犯罪行為によるものに限る。）を受けた場合には、政令で定めるところにより、当該犯罪行為に係る犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができること。

- ※5 現行法においても、犯罪被害者又はその遺族のうち、犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者に対しては、当該犯罪行為に係る犯罪被害者等給付金を支給しないこととしている。

### 3 他の給付等との関係

- (1) 他の法令による給付等が行われるべき場合に加えて(※6)、その給付等に相当する外国の法令による給付等が行われるべき場合においても、犯罪被害者等給付金の支給の調整が行われるよう規定を整備すること。
- (2) 犯罪被害者等給付金は、これに相当する外国の法令による給付が行われた場合には、その給付の限度において、支給しないこと。

※6 現行法では、労働者災害補償保険法など他の法令による給付等が行われるべき場合には、その算定額の限度において、犯罪被害者等給付金を支給しない等の調整を行うこととしている。

### 4 日本国内に住所を有しない者に係る裁定の申請

犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者であって日本国内に住所を有しないものが政令で定めるところにより(※7)国家公安委員会規則で定める都道府県公安委員会に申請することができるよう規定を整備すること。

※7 政令では、領事官を経由して申請することができる旨を規定することを想定

### 5 外務大臣等の協力

都道府県公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、外務大臣その他関係行政機関の長に対し、必要な協力を求めることができること。

### 6 その他

#### (1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (2) 経過措置

この法律による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成25年1月16日以後に行われた新法の犯罪行為について適用すること。